



# 島根県報

令和3年6月25日（金）

第 220 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県県税条例施行規則等の一部を改正する規則	（税 務 課）	2
特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	（環境生活総務課）	7
島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則	（商 工 政 策 課）	8

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	8
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（        ”        ）	9
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（審 査 指 導 課）	9

### 【公 告】

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務の調達に係る提案協議の実施	（情 報 政 策 課）	9
令和3年度登録販売者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	13
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 定	（中 小 企 業 課）	14
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	15
公共測量の終了	（        ”        ）	15
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	15

### 【特定調達公告】

職員番号8桁化に係る島根県職員ポータルシステム改修業務に係る随意契約の相 手方等	（情 報 政 策 課）	16
5軸マシニングセンタの購入に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	17

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第84号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る次に掲げる規則の規定及び様式の整備

- (1) 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）
- (2) 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）
- (3) 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）
- (4) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）
- (5) 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）
- (6) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）
- (7) 島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）
- (8) 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和2年島根県規則第15号）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第85号）

## 1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第11号・様式第13号—様式第16号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第86号）

## 1 規則の概要

通信設備の基準額の新設（別表関係）

設 備 名	単 位	基 準 額 (1 催物の利用につき)
We b会議専用回線	一式	27,000円

## 2 施行期日

令和3年7月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第84号

島根県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(島根県県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「、かつ、市町村長印を押印し」を削る。

第4号様式中「㊤」を削る。

第11号様式に備考として次のように加える。

備考 提供者は、実印を押印してください。

第12号様式その1に備考として次のように加える。

備考 設定者は、実印を押印してください。

第12号様式その2に備考として次のように加える。

備考 承諾者は、実印を押印してください。

第13号様式に備考として次のように加える。

備考 保証人は、実印を押印してください。

第16号様式に備考として次のように加える。

備考 申出者は、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

第26号様式、第29号様式、第29号の3様式、第30号様式表面、第30号の2様式から第31号様式まで、第32号様式、第35号様式、第43号様式表面、第44号様式表面、第47号様式、第50号様式表面、第50号の2様式表面、第57号様式、第58号様式及び第60号様式から第67号様式その1までの様式中「㊤」を削る。

第68号様式その1表面中「㊤」を削り、同様式その1裏面の1の申請に際しての注意事項(2)中「、代表者印を押印し」を削り、同様式その1裏面の1の申請に際しての注意事項(3)中「自署押印」を「自署」に改め、同様式その2中「㊤」を削り、同様式その2注1中「、押印し」及び「、代表者の印を押印し」を削り、同様式その3中「㊤」を削る。

第73号様式から第75号様式まで、第78号様式及び第78号の2様式中「㊤」を削る。

第80号様式表面及び第81号様式中「㊤」を削る。

第82号様式から第85号様式までの様式中「㊤」を削る。

第86号様式中「㊤」を削る。

第90号の2様式、第90号の6様式表面、第90号の7様式、第92号様式その1から第93号の4様式まで及び第94号様式から第96号様式までの様式中「㊤」を削る。

第97号様式表面中「㊤」を削り、同様式裏面中

「

所有に属する部分の価額	㊤
千円	

を



---

第100号様式から第102号様式まで、第105号様式、第106号の2様式から第109号様式まで、第111号様式、第123号様式、第124号様式、第127号様式、第131号様式から第134号様式まで、第142号様式、第144号様式から第146号様式まで、第149号様式及び第150号様式中「㊤」を削る。

第151号様式を次のように改める。

第151号様式 (第76条の5関係)

自動車税環境性能割修正申告書

県民センター所長 様  
 年 月 日

登録番号	取得原因	取得(登録)年月日	当初申告年月日	初度登録年月	自動車税環境性能割
	1 売買 2 その他( )	年 月 日	年 月 日	年 月	円
用途					
1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他( )) 8 三輪小型 9 特種用途自動車( ) 10 その他( ) 11 バス(一般貸切用)	車体の形状	車名(通称名)	型式		円
種別	営・自区分				
1 普通 2 小型 3 三輪	1 営業用 2 自家用				
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		円
人( )人	kg( )kg	kg	kg	①×② 額 ③	
車台番号	類別区分番号	主たる定置場	バリアフリー・A S V特例	既に納付の確定した税額 ④	円
			受・否	③-④ 不足税額 ⑤	円
住所(所在地)			備考	延滞金額 ⑥	円
ふりがな				⑤+⑥ 合計金額	円
氏名(名称)				証収 紙納 収印 納	
住所(所在地)及び氏名(名称)					
住所(所在地)及び氏名(名称)					

第152号様式から第154号様式まで、第159号様式から第161号様式まで、第163号様式、第167号様式、第168号様式及び第170号様式中「㊤」を削る。

第172号様式中「㊤」を削る。

第201号の2様式中「㊤」を削る。

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの様式中「㊤」を削る。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

**第3条** 島根県核燃料税条例施行規則（平成22年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊤」を削る。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

**第4条** 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成22年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第8号様式まで、第11号様式、第12号様式、第14号様式、第16号様式及び第18号様式中「㊤」を削る。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

**第5条** 島根県核燃料税条例施行規則（平成27年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊤」を削る。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

**第6条** 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（平成27年島根県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第8号様式まで、第11号様式、第12号様式、第14号様式、第16号様式及び第18号様式中「㊤」を削る。

(島根県核燃料税条例施行規則の一部改正)

**第7条** 島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊤」を削る。

(島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部改正)

**第8条** 島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和2年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第8号様式まで、第11号様式、第12号様式、第14号様式、第16号様式及び第18号様式中「㊤」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

---

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第85号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成10年島根県規則第95号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第11号まで及び様式第13号から様式第16号までの様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第86号

島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表中2の表を3の表とし、1の表の次に次の1表を加える。

#### 2 通信設備

設 備 名	単 位	基 準 額 (1 催物の利用につき)
W e b 会 議 専 用 回 線	一 式	27,000円

#### 附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

## 告 示

#### 島根県告示第441号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市竹矢町字中竹矢後1533-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第442号

令和3年農林水産省告示第795号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町八代1686-8	千原 康正

#### 島根県告示第443号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
令和3年6月11日	952	浜田市下府町388-49 株式会社吉寅商店 代表取締役 来原 明宏	浜田市殿町1 浜田市役所売店

## 公 告

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 提案競技に付する事項

##### (1) 名称

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務の調達

##### (2) 仕様

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (3) 期間

ア 島根県職員データベースシステム構築業務

契約の日から令和4年9月30日まで

イ 島根県職員データベースシステム運用保守業務

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

139,919,054円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和4年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和4年度 14,556,013円

令和5年度 28,406,857円

令和6年度 27,701,757円

令和7年度 27,701,757円

令和8年度 27,701,757円

令和9年度 13,850,913円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であつて、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされているものを除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(4) 企業体の名称

(7) 構成員の住所及び名称

(4) 代表者の氏名

(4) 代表者の権限

(4) 構成員の出資の割合

(4) 構成員の責任

(7) 取引金融機関

- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (カ) 欠損金の負担の割合
- (キ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 契約不適合責任
- (コ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 提案競技説明手続

#### (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

##### ア 配布期間

令和3年6月25日（金）から同年7月6日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課 システム運用グループ

##### ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

#### (2) 提案競技説明会

開催しない。

### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

#### (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

#### (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

#### (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

#### (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

#### (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

#### (7) 担当者届 1部

#### (8) 提案書提出書 1部

#### (9) 提案書 7部

#### (10) 見積書 1部

### 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

## (2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和3年7月20日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和3年8月4日（水）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

## (3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム運用グループ

電話 0852-22-6635 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和3年7月6日（火）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和3年7月16日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

## 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和3年7月27日（火）までに、郵送にて通知する。

## 8 選定方法

(1) 島根県職員データベースシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10 契約

## (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

## (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

## (3) 前金払

前金払は、行わない。

## (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

## 11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

## 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : System to link Shimane Prefectural Government staff and organization data, etc. with various systems operated by the Shimane Prefectural Government

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. August 4, 2021

(3) For further details contact : Information Policy Division, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6635

---

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和3年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸山達也

## 1 試験日時

令和3年11月9日（火）午前10時から午後3時30分まで

## 2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和3年9月29日（水）までに受験者に通知する。

## 3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書き、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

## 5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

## 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

## 7 試験願書の受付期間

令和3年8月2日（月）から同月17日（火）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、8月17日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 試験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループに提出すること。

## 9 合格者の発表

令和3年12月17日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

## 10 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する場合があること。

---

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第6号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸山達也

番号	名 称	住 所	指定期間
2-1	株式会社藤栄工業	島根県松江市北田町22番地13	令和3年6月21日 ～ 令和4年6月20日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和3年5月26日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域  
松江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月16日に終了した旨雲南市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量、数値撮影（デジタル）、写真地図画像作成）
- 2 作業期間  
令和2年11月10日から令和3年3月16日まで
- 3 作業地域  
雲南市

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
建築物（その他附属物含む。） 1棟
- 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

- (1) 場所  
二級河川周布川水系周布川において、浜田市治和町口675番地先の河川敷
- (2) 日時  
令和3年6月9日8時00分から同日17時00分まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 日時  
令和3年6月9日 17時00分
  - (2) 場所  
二級河川周布川水系周布川において、浜田市治和町口673地先 河川法第6条第3項に基づく2号地
- 4 当該工作物を返還するため必要な事項
  - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所  
が確認できる書類の提示
  - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所  
〒699-0041 浜田市片庭町254  
浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
職員番号8桁化に係る島根県職員ポータルシステム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年5月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
Fしまね職員ポータルシステム共同企業体  
代表者 富士通Japan株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号  
構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額  
53,130,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

5軸マシニングセンタの購入 一式

### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

### (3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

### (4) 納入場所

島根県松江市古志原4-1-10 島根県立松江工業高等学校

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(2)工作機器」に登録されている者であること。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポート、障害発生並びに部品取替に速やかに対応できる者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602 F A X 0852-22-6016

## 5 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和3年6月25日（金）から同年8月5日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入

札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、FAXで上記の部局へ送付すること。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年7月28日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 入札の日時、場所等

###### ア 日時

令和3年8月5日（木）午後2時まで

###### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和3年8月5日（木）午前11時までに到着していること。

##### (2) 開札の日時及び場所

###### ア 日時

令和3年8月5日（木）午後2時

###### イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

#### 8 その他

##### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

##### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

##### (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 5-axis Machining Center, 1 set

(2) Time limit for tender : 2 : 00 p.m. August 5, 2021

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on August 5, 2021)

(3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6602